

農地法第3条手続必要書類一覧（農業法人用）

令和7年5月現在

添付書類	様式の有無	部数	チェック欄
◎ 許可申請書	○	1	
① 位置図（案内図）		1	
② 全部事項証明書（土地登記簿謄本）（原本） ※原本の返還を希望される場合は、原本とコピーをご提出ください。 確認後に原本をお返しします。	法務局	筆数分	
③ 公図写し（原本） ※原本の返還を希望される場合は、原本とコピーをご提出ください。 確認後に原本をお返しします。	法務局	1	
④ 農業経営の実態証明書（構成員が市外の場合）		1	
⑤ 営農計画書	○	1	
⑥ 農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙2）（農地所有適格法人の場合）	○	1	
⑦ 農業経営実施計画書（新規のみ）	○	1	
⑧ 契約書の写し（産直等の契約法人が株主の場合）		1	
⑨ 株主名簿又は組合員名簿		1	
⑩ 賃貸借、使用貸借契約書（契約解除条件付）の写し（一般法人が権利を取得する場合）		1	
⑪ 集落活動参加確約書（一般法人が権利を取得する場合）		1	
⑫ 法人の登記事項証明書 ※原本の返還を希望される場合は、原本とコピーをご提出ください。 確認後に原本をお返しします。	法務局	1	
⑬ 定款または寄付行為の写し		1	
⑭ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）	○	1	
⑮ 委任状（代理申請の場合は委任状及び確認書）	○	1	
※ その他、必要に応じ参考となるべき図書		1	

※記載にあたっては、楷書ではっきり書いてください。

ただし、住所については住民票、氏名については戸籍簿、土地については全部事項証明書に書いてあるとおり記載してください。（申請の内容がそのまま許可書に反映され、正確な記載でないと登記できない場合があります。）

※土地改良区の受益地である場合には、事前に当該改良区にご連絡願います。

※公図写しは、法務局で交付を受けたもの、あるいは、登記情報提供サービスから発行された3か月以内発行のものを添付してください。

※全部事項証明書（登記）の名義人と譲渡人が異なる場合

- ・相続未登記の場合
（①相続関係図 ②戸籍謄本 ③除籍謄本 ④相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書またはこれに代わる書面）
- ・住所移転の場合は、住民票または戸籍の付票の写し等（確認できない場合は住所変更登記後に申請してください。）

※添付する証明書等は、3ヶ月以内に取得したものを添付してください。

※申請書類提出の際に必要な書類が調っているかチェック欄でご確認ください。